

# 岐阜県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

平成 24 年 3 月 22 日策定

## 1 目的

県は、介護保険法施行規則第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき、介護サービス情報の公表制度において、利用者が事業者を選択する際の情報が適正に公表されるよう、必要な調査に関する指針をここに定める。

## 2 定義

この指針において、調査とは、介護保険法第 115 条の 35 第 3 項に規定する調査をいう。

## 3 調査対象

調査は、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 介護サービス事業者自らが調査を希望するとき。
- (2) 報告された介護サービス情報の内容に虚偽が疑われ、知事が調査が必要と認めるとき。
- (3) 介護サービス情報の報告について、県の指示・指導に従わないとき。

## 4 調査方法

- (1) 調査は、県が当該介護サービス事業者を訪問することにより行うことを原則とする。また、状況に応じて、指導等を担当する部署（以下、「関係機関」という。）と連携をとり又は合同で行うことができる。
- (2) 前項の規定は、関係機関が行う個別の指導等を妨げるものではない。
- (3) 調査は、介護保険法施行規則第 140 条の 47 で規定する介護サービス情報の各項目を対象とする。ただし、状況に応じて、必要な項目のみを対象とすることができる。

## 5 その他

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。